

防犯灯の設置には推奨基準があります。

道路*の明るさは、歩行者、車などが安全に、安心して通行できるよう、

通行量、周囲の明るさ、犯罪の危険性の割合などに応じて照度を設定します。

防犯の観点からは、暗がり、明るさのむらなどがないようにすることが大切です。

また、光害の配慮が必要です。 ※ここで言う道路とは、本来、用のない自動車が通らない、主に買い物や通勤・通学などで使う身近な生活道路を表します。

特長

少なくとも水平面照度3ルクス(クラスB)以上の明るさが確保できる防犯灯設置が望まれます。

クラスA ※1 4m先の歩行者の顔の概要
(目・鼻・口の位置)が識別できる明るさ。



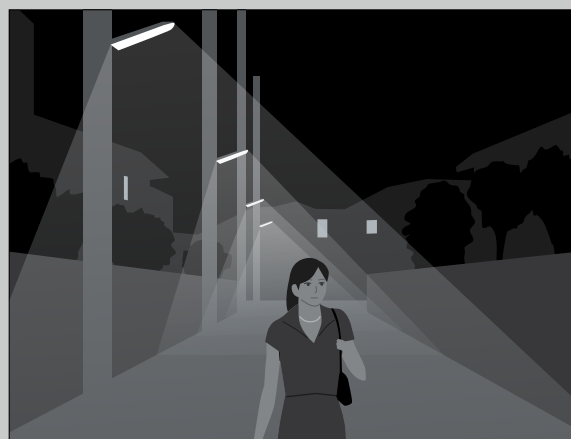
水平面照度(平均値)※2

5ルクス

鉛直面照度(最小値)※3

1ルクス

クラスB ※1 4m先の歩行者の顔の向きや
挙動・姿勢などが分かる明るさ。



水平面照度(平均値)※2

3ルクス

鉛直面照度(最小値)※3

0.5ルクス

※1 クラスA、クラスBの明るさの基準は平成27年2月改正の(公社)日本防犯設備協会 技術標準SES E 1901-4(防犯灯の照度基準)によります。

これは「安全・安心まちづくり推進要綱」とも合致し、更に詳しく表しています。

※2 水平面照度は道路の路面上の平均照度(JIS C 7612:1985「照度測定方法」を参考)を表します。

※3 鉛直面照度は道路の中心線上で路面より1.5mの高さ、路面軸に対して直角な鉛直面の最小照度を表します。

A、B、どちらのクラスの照明レベルを採用するかは、その道路の交通安全上、防犯上の重要性、歩行者・交通量の多少又は周辺環境の明るさ、照明にかけられるコストなど、個々の状況によって照明の設置者が適宜選択してください。

道路端の明るさも「クラスB」の照度基準を確保し、歩行空間の安心、安全のレベル向上が求められ、道路端の歩行者や障害物の視認性を考慮するために、道路端から0.5m内側(両端)における高さ1.5mの鉛直面照度(最小値)を0.5ルクス以上に確保する照度基準として【クラスB+(プラス)】が追加されました。(2011年3月31日改正)

LED防犯灯を従来光源の防犯灯と比較する場合の目安として、各従来光源の種類と表記に対応する呼び名「ランク」を設け、そのランク毎にクラスB+の基準を満たす設置間隔を定め、従来光源の性能を製造者間で統一することで使用者が分かりやすく比較できるよう配慮されました。(2012年2月20日改正)

LED防犯灯の従来光源との対比表記・呼び名(記号)

LED防犯灯		従来光源	
クラスB+の設置間隔	呼び名(記号) ランク	種類	表記
11m以下	表記なし	—	表記なし
12~16m	SS	直管形蛍光ランプ20W	FL20相当
17~21m	S	高圧水銀ランプ40W	HF40相当
22~26m	M	高圧水銀ランプ80W	HF80(FHP32)相当
27~29m	MM	(コンパクト形蛍光ランプ32W)	
30~36m	L	高圧水銀ランプ100W	HF100相当
37m以上	LL		